

地域計画

策定年月日	令和7年3月18日
更新年月日	()
目標年度	令和11年
市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	川西地区 (長井集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	88.79	ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	88.79	ha
② 田の面積	51.51	ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	37.28	ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14.66	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	14.66	ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計		ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計		ha
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・本集落は、水稻とそばを中心に作物を栽培しており、その他にも養鶏、果樹、野菜等さまざまな営農が行われている地域である。集落内の認定農業者、法人、認定新規就農者の数は5経営体であり、認定農業者の外にも中小規模の農業者も多く、基本的には自らの農地は自らが耕作することを基本に農業を継続している。

・今後、草刈りや水路管理など人足時の人手が足りなくなることが予想されている。継続的に農地を守っていくためにも、少ない人数で効率的に保全活動が行われるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。

・田の区画が中小規模で傾斜地も多いため作業効率が悪い。また、水持ちが悪い水田もあり、そういった農地では、農地を荒らさないよう、そばの作付や保全管理で対応している。

・認定農業者のうち1経営体が、集落の約半分の農地を耕作しており、不測の事態等で耕作できなくなった場合、代わりに耕作できる担い手の確保が必要である。

・クマ、イノシシ等の鳥獣被害が多く、年々増加傾向にある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・集落内の農地は担い手を中心に集約するとともに、農家と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努め集落農業を維持・発展させる。

・水稻作付が難しい圃場については、ソバを中心に作付しながら農地の保全に努める。

・「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、農家と農作業委託者等が協力し水路や農道等の維持管理を行う。

・不測の事態等も考慮し、集落内の農地について、担い手と所有者、関係機関一体となり定期的に話し合いを行う。

・電気柵の設置を検討し、鳥獣被害対策実施隊と連携しながら、クマやイノシシ等の鳥獣害対策に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針				
担い手を中心に集約し、水田、畑の農地利用を進める。また、離農する方がいる場合は農地中間管理機構を通して担い手への農地の集積・集約化を進める。				
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標				
現状の集積率	43.1	%	将来の目標とする集積率	85 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標				
集約化が進んでいる農地においても、飛び地で耕作者が異なる農地が存在する。将来発生しうる農業リタイア農地については、担い手を中心に協議を進め、農地の集約化を進めていく。				

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、基盤整備事業には取組まず、農地の集約、団地化を進め農地を守っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
防除作業や追肥など、ドローン等の機械で対応出来るような作業については、今後も作業委託をする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】									
①電気柵の設置を検討し、鳥獣被害対策実施隊と連携しながら、クマやイノシシ等の鳥獣害対策に取り組む。									
⑦多面的機能支払交付金事業や中山間直接支払交付金事業の活動を実施し、農家と農作業委託者等が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)						
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考		
認農		水稻、そば、施設野菜	25.73 ha		ha	水稻、そば、施設野菜	34.17 ha		ha	A	
認農		水稻、そば	4.91 ha		ha	水稻、そば	7.86 ha		ha	B	
認農		水稻、そば	0.08 ha		ha	水稻、そば	1.65 ha		ha	C	
認農		養鶏	0.46 ha		ha	養鶏	0.46 ha		ha	D	
認就		果樹	0.24 ha		ha	果樹	0.24 ha		ha	E	
利用者		水稻等	0.42 ha		ha	水稻等	0.78 ha		ha	F	
利用者		水稻等	1.93 ha		ha	水稻等	2.74 ha		ha	G	
利用者		水稻等	1.06 ha		ha	水稻等	1.06 ha		ha	H	
利用者		水稻等	1.03 ha		ha	水稻等	1.03 ha		ha	I	
利用者		水稻等	0.5 ha		ha	水稻等	0.5 ha		ha	J	
利用者		水稻等	0.35 ha		ha	水稻等	0.35 ha		ha	K	
利用者		水稻等	0.94 ha		ha	水稻等	0.94 ha		ha	L	
利用者		水稻等	0.37 ha		ha	水稻等	0.37 ha		ha	M	
利用者		水稻等	0.25 ha		ha	水稻等	0.78 ha		ha	N	
			ha		ha		ha		ha		
計	14経営体		38.27 ha	0	ha		52.93 ha	0	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。